保育施設等の臨時休園について

都城 大雨等の災害時ガイドライン

台風や集中豪雨による災害発生、または災害の発生のおそれがある場合、保育施設等には、 児童の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。
そこで、都城市内において避難情報等が発令された場合の、保育施設の対応について、ガイドラインを定めました。
なお、園の立地場所や被災状況等により対応が異なる場合があります。

保育施設等の臨時休園について

① 台風直撃や事前に大雨が予測される場合

警戒レベル相当 5

臨時休園

警戒レベル相当 4

原則　臨時休園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営可能と判断した場合は、開園できる

警戒レベル相当 3

原則　開園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営不可能と判断した場合は、閉園できる



お問い合わせはこちら

ガイドラインの詳細については、都城市HPで御確認ください

都城市　こども部　保育課
☎（0986）23-4894

保育施設等の臨時休園について

② 開園時間中に避難情報等が発令された場合

警戒レベル5相当

児童降園後に休園

警戒レベル4相当

原則

児童降園後に休園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営可能と判断した場合は、開園できる

警戒レベル3相当

原則　開園

ただし、園児にとって一番安全な方策を考慮し、施設が運営不可能と判断した場合は、閉園できる



お問い合わせはこちら

ガイドラインの詳細については、都城市HPで御確認ください

都城市　こども部　保育課
☎（0986）23-4894